

## 一級河川由良川水系、国道9号整備事業を国の責任において行うこと 及び国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所の存続を求める 意見書

全国には一級河川や二級河川、準用河川があり、そのうち、一級河川は「国民安全上または国民経済上、特に重要な水系」として国土交通大臣が直接管理することになっている。また、一級河川のうち7.3パーセントにあたる10,530キロメートルを重要な河川として国が、その他の河川を都道府県等の地方自治体が役割を分担して管理している。

日本では毎年、台風や地球温暖化が原因といわれるゲリラ豪雨が発生しており、日本の国土面積の1割に過ぎない河川の洪水氾濫区域内に、総人口の約5割の国民と4分の3の資産が集中しており、ひとたび洪水が発生すれば深刻な被害が生じる。

また、全国には高速道路や国道、都道府県道、市町村道など約120万キロメートルの道路がある。そのうち、一般国道延長約54,700キロメートルのうち、国直轄管理区間が22,800キロメートル、都道府県等管理区間が31,900キロメートルとなっており、その他の道路についてもそれぞれの道路管理者において役割分担し、管理を行なっている。

一般国道のうち、国が直接管理している区間は、国土全体の経済社会活動を支える広域的な幹線道路網となっており、その管理延長は道路全体の1.9パーセントに過ぎないが、交通量では全体の約19パーセントを担い、大型貨物車交通量の約30パーセントに達し、まさに国民生活を支える人と物の移動に不可欠な大動脈となっている。

昨今、国の出先機関の廃止、事務事業の地方移管の動きが活発となっているが、現在の国民へのサービス水準を維持したままで、これらの出先機関を廃止、地方自治体への事務事業移管となれば、それに替わる予算と人員が必要であることは明らかであり、地方自治体への事務事業移管が実施されれば、財政状況の違いによるサービス水準の格差が生じることになる。このことは国としての責任を地方自治体に丸投げする、無責任な対応であると考えている。

国の出先機関である国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所は、一級河川由良川水系、一般国道9号の防災事業を含む整備事業を行っており、福知山地域の住民の生命と財産、経済活動、生活を支える基礎的な事業となっている。これらの事業は引き続き、国の責任において福知山河川国道事務所において推進すべきであり、公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点的に配分することにより、一級河川由良川水系、一般国道9号整備事業がより早

期に実施されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月24日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

国土交通大臣

福知山市議会議長 松本良彦